

平成24年度
(第33期事業年度)
事業計画

JAFBIC

一般社団法人日本食品・バイオ知的財産権センター

平成24年度事業計画

昨年わが国は東日本大震災というかつてない災害に見舞われ、その復興に向けて現在もなお懸命な取り組みが続けられています。また、欧州の財政危機に端を発した世界の金融不安や極度の円高、株安といった状況が続いています。

このような状況のなか、今年度は当法人にとって、一般社団法人としてのスタートの年となります。当法人は、食品・バイオに係る知的財産権の保全及び利用の促進を図り、知的財産権制度の適正な運営に資するとともに、国民経済並びに会員事業の発展に寄与するため、心機一転して以下の事業を展開いたします。

会員企業ならびに知的財産権を取り巻く環境変化に対応しつつ、基盤強化のため普及企画委員会を中心として広く会員の拡大を図るとともに、会員、特許庁並びに関連団体のご意見を取り入れて、事業活動の拡大・充実に努めます。

1. 食品・バイオに係る知的財産権に関する調査及び研究

- (1) 特許委員会 委員長は未定
委員会、特別研究部会、グループ活動
- (2) 意匠委員会 委員長は未定
委員会活動
- (3) 商標委員会 委員長は未定
委員会、商標実務研究部会、海外商標実務研究部会活動
- (4) 関西委員会 委員長 日下 要 (江崎グリコ) 重任
委員会、特許グループ活動、商標グループ活動
- (5) 模倣品対策委員会 委員長 野方 健一郎 (ヤクルト本社) 重任
委員会活動

2. 食品・バイオに係る知的財産権に関する資料の収集及び提供

(1) 商標出願抄録速報の提供及び調査

イ、商標出願抄録速報（商品）の提供：

特許庁の提供する「公開・国際商標公報（インターネット）」から編集した「商標出願抄録速報（29類～33類）」提供事業は当センターの主力事業のひとつですが、企業購読者が減っており、新たな利用者の発掘に努めます。

24年度計画数	138組（23年度実績 137組）
---------	-------------------

ロ、商標出願抄録速報（役務）の提供：

「商標出願抄録速報（役務）」の購読者数も金融機関の再統合、有力企業の知財部門の外注化等で激減しており、新たな購読者の発掘に努めます。

24年度計画数	10組（23年度実績 10組）
---------	-----------------

ハ、調査関係

- ・ 商標指定商品の調査
- ・ 商標指定役務の調査

(2) 「食品・バイオ技術情報」の提供

食品に係る特許出願公開公報の要約集「食品・バイオ技術情報」は、会員、非会員への特許情報提供として価値ある事業であり、かつ、一般社団法人としての継続事業のひとつとして、購読者の増加を図ります。

年 度	会 員	非会員	計
23年度提供数	32組	3組	35組
24年度計画数	34組	4組	38組

(3) 特許公報抄録集の提供

23年度提供数	11組
24年度計画数	11組

(4) 「拒絶文字商標集」、「食品商標審決抄録集」の提供

知的財産権の普及・啓蒙の一環として、平成19年発行の「拒絶文字商標集」（第9巻）に続き、第10巻の発行を計画します。

また、過去の審決紹介を編集した「食品商標審決抄録集」については、19年度発行の第1巻、21年度発行の第2巻、並びに昨年度発行の第3巻の販売促進に努めます。

(5) 機関誌「食品特許」の提供

機関誌編集委員会 委員長 中村 宣夫（日本水産）

当法人の機関誌として、知的財産情報の提供、知的財産意識の醸成、広報活動とその内容の充実に努めます。

発行 回数	6回／年間
-------	-------

委員会回数	6回／年間		
1回の発行部数	約300冊 提供内訳：	会員など	246冊
		国会図書館	1冊
		特許庁	34冊
		その他	19冊

3. 食品・バイオに係る知的財産権に関する講演会の開催

講演会準備委員会 委員長 加藤 正樹（日清食品ホールディングス）

年度	区別	第1回	第2～5回	計
24年度		4月 日	未定	
参加計画数	会 員	35名	140名	175名
	非会員	5名	20名	25名
計		40名	160名	200名

第1回講演会は「発明の日（4月18日）」協賛行事とし、平成24年4月 日（ ）に開催予定です。

なお、当法人は平成22年度より日本弁理士会の継続研修の認定外部機関となっておりますので、上記講演会は、いずれも日本弁理士会に提出する年間実施計画に計上しております。

4. 食品・バイオに係る知的財産権に関する指導相談

主として会員企業からの知的財産権に関する一般的相談に応じます。また、弁護士や弁理士の専門的な知識が必要な場合には、賛助会員の弁護士や弁理士を紹介します。

5. 食品・バイオに係る知的財産権に関する係争事件解決の仲裁及び調停

会員が絡む係争事件に関しては、当事者からの申し出があった場合、ケース・バイ・ケースで対応いたします。なお、下記機関の利用も斡旋します。

- ①「日本知的財産仲裁センター」（日本弁理士会と日本弁護士連合会とが共同で設立した知的財産の紛争処理等を行なうADR（裁判外の紛争解決手段）機関）
- ②「知的財産支援センター」（日本弁理士会が運営する、知的財産権に係る情報提供・無料相談などの支援活動を行う機関）

6. 食品・バイオに係る知的財産権に関する行政に対する協力

普及企画委員会 委員長 重兼 彰夫（森永乳業）

- (1) 食品、バイオに関する事業内容を広くPRし、加入の促進を図ります。

平成24年度 新会員の加入促進目標

正 会 員	3 会 員
賛 助 会 員	3 会 員
計	6 会 員

(2) 特許庁と連携しながら会員の知的財産意識の醸成、特許管理体制の強化を図り、特許行政への協力を行います。

- ・ 「特許審査の迅速化・効率化」「企業の知財管理の促進」などの広報活動協力
- ・ 経済産業省 産業構造審議会 知的財産政策部会 商標制度小委員会に、前年度に引き続き、委員を派遣する予定です。
- ・ 特許庁審判部主催 審判実務者研究会に、委員を派遣する予定です。
- ・ 特許庁の要請により制度改正、条約加盟、基準の改定等の各種意見交換会に対応し、行政への協力を行います。

7. 優秀発明者の推薦

優秀発明推薦委員会 委員長 古池 俊彦（江崎グリコ）

[推薦対象の賞・褒章]

(1) 知財功労賞受賞候補者の推薦

特許庁表彰の『知財功労賞』受賞候補者を推薦します。「産業財産権制度関係功労者表彰」及び「産業財産権制度活用優良企業等表彰」を総称し、産業財産権制度の普及促進と適正な実施に貢献のあったものを表彰する制度です。

(2) 文部科学大臣賞受賞候補者の推薦

- ① 科学技術功労者
- ② 研究功績者
- ③ 科学技術振興功績者
- ④ 科学技術普及啓発功績者

①～④は、食品に係る科学技術及びその普及啓発について、優れた功績・成果を挙げられた方々を皆様から推薦頂き、本委員会に取りまとめの上、特許庁経由で文部科学省へ推薦します。

⑤ 注目発明者表彰（文部科学省選定）

国民的関心を喚起する必要がある発明を注目発明として、推薦します。

(3) 黄綬、紫綬、及び藍綬褒章受賞候補者の推薦

科学技術に係る黄綬、紫綬、及び藍綬褒章表彰で、文部科学省の表彰要領に従い、推薦します。

(4) 食創会「安藤百福賞」受賞候補者の推薦

食品産業の向上及び発展に寄与した技術について、優れた功績を挙げられた方々を会員企業・法人から推薦頂き、本委員会に取りまとめの上、食創会へ推薦します。

8. その他

(1) 産学連携による知的財産支援業務

平成21年度からの新たな活動として、産学連携による知的財産の創造・取得・活用に向けた支援活動を行ってまいりました。現在までのところはまだ、目立った成果は得られておりませんが、若干明るい兆しも見えてきておりますので、今後の経済情勢などを勘案してその取り組みを若干縮小するものの、本年度も引き続き進めて参ります。

(2) ウェブサイトの充実

当法人のウェブサイトへアクセスする不特定多数の人に配慮して、透明性および公益性を高めます。

また、一般社団法人への移行に伴い、必要なデータを逐次更新して掲載します。

以上